

6 陸揚貨物検量料金

平成7年8月 4日認可

平成7年8月12日実施

I 適用範囲

この料金は、陸揚貨物検量作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 陸揚貨物検量料金

(1) 基本料金

(1トンにつき)

品 目			金 額	
一般貨物			196円50銭	
特 定 貨 物	元地袋入	穀類	226円90銭	
		ふすま・魚粉等	340円90銭	
	撤揚袋詰穀試料飼類		173円60銭	
	綿花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	538円90銭	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	302円90銭	
	冷凍品、冷蔵品		379円10銭	
	銑鉄		123円80銭	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		147円10銭	
	木 材	水面 貨物	南洋材	172円00銭
			米材・ニュージーランド材・チリ材	220円10銭
			北洋材	294円00銭
		陸上 貨物	南洋材	273円60銭
			米材・ニュージーランド材・チリ材	292円60銭
			北洋材	340円60銭
撤貨物	穀飼類・砂糖 ・肥料原料	トラックスケールによる場合	150円10銭	
		ホッパースケールによる場合	67円00銭	

(注) 穀飼類(撤)で時間当たり、公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1トンにつき59円80銭を基本料金とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬期作業	北海道地区において、12月1日から翌年3月31日までの間に作業した場合	基本料金の 3割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受けに係る請求額から割引きます。

- ①3ヶ月以上の長期契約があること
- ②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③1回あたりの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

(備考) 割引料金の適用について

- (1) 「同一貨物」とは本料金表(Ⅱの1)の品目区分によります。
- (2) 「1ヶ月間に2回以上の反復継続」とは同一陸揚げ港を基準とします。
- (3) 「1回あたりの取扱量が3,000トンを超えること」とは一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位 円)

区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	3,035
半夜(16時30分から21時30分まで)	4,721

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

陸揚貨物検量明細書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

6 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

陸揚貨物検量明細書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

7. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき 40銭
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき 35銭

8 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

10 その他

(1) 特殊貨物 (塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等) 及び特殊作業 (品目、荷印の区分を伴う作業等) の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣習によります。

<陸揚貨物検量別掲料金>

1 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1) 出張料金

(毎1日1口につき 単位 円)

区 分	金 額	
往復に要する日数	出発及び帰着の日	9,800
	その他の日	19,500
隣接地及び日帰地方出張	9,800	

(2) 旅費

区 分	金 額		
宿泊料 (日当を含む)	17,000円 (1日につき)		
交通費	乗車賃	片道100キロメートル未満	普通料金
		片道100キロメートル以上	グリーン料金または1等料金
	乗船賃	グリーン料金または1等料金	
	舟車賃	実費	

2 特に手数を要するか、または甚だしく能率不良の貨物検量については、実費を申し受けます。